

令和3年度 県営吉田公園造園管理等業務委託説明書

県営吉田公園指定管理者特定非営利活動法人しずかちゃん発注の「令和3年度 県営吉田公園造園管理等業務委託」に係る公募型簡易プロポーザル方式の手続開始の公告に基づく、契約予定者を特定するための技術提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務内容等

(1) 業務目的

吉田公園は2001年に開催された「しずおか緑・花・祭」の会場跡地に花のゾーン、芝生ゾーン、ビオトープゾーンなど花と緑の憩い空間が整備され、平常時は散策や各種レクリエーションの場として多くの県民に活用されている。

また、毎年3月下旬から4月上旬にかけて「チューリップまつりinよしだ」の開催やライブイベント、クラフトフェアなども開催され、県内外からも多くの来訪者が集まる静岡県を代表する公園となっている。

しかし、吉田公園は開園から20年が経過し、芝生や樹木の病虫害や老木化による枯死等の課題を抱え、農薬や肥料等の維持管理コストが年々増加している。

こういったなか、吉田公園においては限られた予算のなかで芝生や樹木の健全性の確保だけでなく、来訪者の快適な利用や安全の確保は無論のこと、県を代表する公園として更なる利用活性化を目指し、芝生、樹木の適正管理や美化を進めていく必要がある。

また、高齢化や新型コロナウイルスの拡大に伴い、ボランティア人数も減少し園内の美化やイベント時の支援等についても大きな課題となっている。そのため、これらの課題も含め吉田公園内の芝生や樹木の維持管理等の業務を委託するものである。

(2) 業務内容

- | | |
|------------|------|
| ① 芝生管理 | N=1式 |
| ② 樹木管理 | N=1式 |
| ③ イベント支援業務 | N=1式 |
| ④ 報告書作成 | N=1式 |

※業務実施個所、数量については、別紙1業務箇所図、別紙2数量総括表による。

(3) 履行期限

原則令和5年3月31日までの2カ年とする。

※契約更新については、年度末に実施状況を踏まえ発注者の判断により決定する。

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は12,000千円（消費税込み）/年とする。

※ただし、支払い金額は出来高に依り12月分までは3,000千円/回を上限とし、残りについては完了時に支払うものとする。

(5) 業務実施上の条件

業務の打合せの回数は、業務着手時1回、成果品納入時1回及び毎月1回開催される管理運営委員会に出席するものとする。なお、業務着手時及び成果品納入時の打合せには主任技術者が出席するものとする。

(6) 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

① 報告書 (A 4 版製本)

1部

2 参加表明書、技術提案書および見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、技術提案書及び本業務に係る技術提案書に記載する内容を踏まえて、見積書(税込み)を提出すること。

また、技術提案については、契約限度額内であれば本業務の目的達成のために必要と思われる内容について、技術提案に追加することを認めるものとする。

(1) 提出期間

令和3年4月6日(火)から令和3年4月16日(金)の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出先

〒421-0302

静岡県榛原郡吉田町川尻4036-2

県営吉田公園指定管理者 特定非営利活動法人しずかちゃん 事務局

(県営吉田公園内)

TEL: 0548-33-1420 FAX: 0548-33-2790

(3) 提出方法

上記提出先に提出すること。(郵送可。なおFAX及び電子メール不可。)

郵送の場合には、その旨特定非営利活動法人しずかちゃん事務局まで電話にて連絡すること。

また、令和3年4月16日(金)午後5時までに必着のこと。

(4) 提出内容

- | | |
|--------------------------|----|
| ① 参加表明書(様式1号) | 1部 |
| ② 会社概要(様式2号) | 1部 |
| ③ 同種業務の実績(様式3号) | 1部 |
| ④ 専任配置者の資格及び業務実績(様式4号) | 1部 |
| ⑤ 技術提案書(様式5-1~5-6号) | 1部 |
| ⑥ 一般建設業許可(造園工事業)の登録証明の写し | 1部 |
| ⑦ 見積書及び見積内訳書(様式自由) | 1部 |

3 参加表明書及び技術提案書等の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書

様式1号により作成すること。

(2) 会社概要

様式2号により作成すること。

(3) 同業務の実績

様式3号により作成すること。

(4) 専任配置者の資格及び業務実績

様式4号により作成すること。

(5) 技術提案書(様式5-1~5-6号)

ア 作成上の基本事項

技術提案書は、効率的かつ効果的な維持管理によるコスト縮減や吉田公園がさらに魅力的で安全、快適に利用できる公園となるよう、吉田公園が抱える課題及びその対策についての具体的な取り組み方法の提案を求めるもので

ある。また、共同体及び下請けの協力を得て業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。なお、本説明書において記載された事項以外の内容が技術提案書に含まれている場合は、その部分の提案を無効とする。

イ 作成方法及び内容に関する留意事項

別紙5-1～5-6により作成すること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは11ポイント以上とする。

ウ 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は無効とし、非選定又は非特定とすることがある。

4 本説明書等に対する質問

(1) 本説明書及び縦覧資料等に関して質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、持参、郵送、FAXのいずれの方法とする。ただし、FAXにて送信する場合、その旨を電話で連絡すること。

また、質問が無い場合においても、その旨を県営吉田公園指定管理者特定非営利活動法人しずかちゃん事務局まで電話にて連絡すること。

ア 受付期間

令和3年3月22日（月）の午前9時から令和3年4月5日（月）の午後5時まで。

イ 提出先

県営吉田公園指定管理者 特定非営利活動法人しずかちゃん 事務局

(2) (1)の質問に対する回答は、質問を受付した日から5日以内に事務局から行う。

5 契約予定者の特定

(1) 評価基準

技術提案書を別表2の評価項目・基準で評価し、評価点の合計点が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

(2) 審査方法

応募者から提出された技術提案書等について、評価の基準に基づき審議を行い、契約者を選定する。提案書の審査は、以下の審査員で行う。

<審査員>

氏名	所属役職等
長島 博雄	元静岡県都市住宅部公園緑地室長
水戸 喜平	樹木医
久保田 哲男	吉田町川尻区自治会会長
小松 幸雄	特定非営利活動法人しずかちゃん理事長
畑 禎之	特定非営利活動法人しずかちゃん副理事長

(3) 契約予定者への通知

契約予定者に特定された者には、特定通知書により令和3年4月23日（金）までに通知する。

6 契約条件等

(1) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 契約保証金

不要

7 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

8 その他の留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提出資料の作成、提出及びヒアリング等に掛かる全ての費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とする。また、提出された参加表明書又は技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。
 - ア 参加表明書又は技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 参加表明書又は技術提案書と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の参加表明書又は技術提案書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、対象者の選定又は契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限後において、提出書類は受理しないととも提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置し、発注者の了解を得なければならない。
- (6) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (7) 照会窓口は、特定非営利活動法人しずかちゃん事務局とする。
- (8) 契約予定者として特定された者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、2週間以内にその仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。
- (9) 監督員は、技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。技術提案書の内容の全部又は一部が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え損害の賠

償、若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

別表1 (技術提案書に関するの注意事項)

<p>業務の実施方針 (様式5-3、5-4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「①業務の目的・内容に対するコスト削減対策について」、「②現状の課題と課題解決の必要事項等について」、「③業務の実施フロー及び工程表」、「④品質管理体制について」をA4版合計2ページまでに記載する。概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・文字サイズは11ポイントを基本とし、文字間隔は標準とする。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載(会社名、配置技術者名等)やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
<p>特定テーマに対する技術提案 (様式5-5、5-6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 【特定テーマ1】 ・芝生や樹木の病虫害等に対する対策と植生の健全性、景観性向上に関する対策について 【特定テーマ2】 ・「チューリップまつりinよしだ」における、来場者受け入れのための駐車場整備、誘導、安全管理に対する支援。 ・その他イベント時の支援に関する提案。 ・記載枚数は1テーマにつきA4版合計2ページまでとし、概念図、出典の明示できる図表、既往成果及び現地写真を用いることができる。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載(会社名、配置技術者名等)やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
<p>見積書及び見積内訳表 (様式自由)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見積は、業務内容及び技術提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出し作成する。 ・本業務の契約限度額は、12,000,000円(消費税込み)/年である。 ・積算の参考とするため、契約予定者には再度見積を依頼することがある。 ※1. 以下の草刈り機などの機材については貸与する。 (使用時の機械のメンテナンス、燃料代は請負会社が負担。) ＜貸与可能な機材＞ ・自走式草刈り機 (GR532) ・乗用芝刈り機 (ETESTA) ・乗用草刈り機 (キャニコムHEY MASAO) ・破碎機 ・ブロー ・芝生エアレーション ※2. 刈取草木については、原則園内処分とする。

別表 2 (評価項目・基準)

1 実施方針等 (70点)

区分	評価項目		配点 (70点)	
		評価基準		
実施方針等	業務理解度	業務の目的・内容・コスト削減対策	目的、内容の理解度が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む。）に優位に評価する。 また吉田公園内の維持管理に関するコスト削減対策が優れている提案を優位に評価する。	40点
		現状の課題と課題解決	現状の課題とその課題に対する提案が優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む。）に優位に評価する。	
	実施手順	実施工程・フロー	業務実施手順を示す実施フローの妥当性及び業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む。）に優位に評価する。	30点
		品質管理体制	成果の品質確保に対する品質管理体制の実現性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む。）に優位に評価する。	

2 特定テーマに関する技術提案 (30点)

	評価項目		配点合計 (30点)	
		評価基準		
特定テーマに関する技術提案	特定テーマ	的確性	現場状況、環境、地域特性などを十分に理解している場合に優位に評価する。 問題点に対する対策方法等が記載され、優れている場合に優位に評価する。	15点
		実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	